

北海道選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録基準日」という。）及び登録日を次のとおり定める。

令和元年6月26日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 1 登録基準日 | 令和元年7月3日
ただし、年齢については令和元年7月21日 |
| 2 登録日 | 令和元年7月3日 |